

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

56

| | |
|----------|--------------|
| 学 校 名 | 福岡県立筑紫中央高等学校 |
| 課程又は教育部門 | 定時制課程 |

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む視点が必要である。さらに、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応することが必要である。

教職員は、いじめを受けた生徒・保護者への支援、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言、いじめを見ていた周囲の生徒への指導をはじめ、いじめの早期発見やいじめの未然防止等のための学校内における様々な取組を行い、教職員の資質向上を図る必要がある。特に、全国的に近年問題が増加しているネット上の問題行動は、SNS等を利用したいじめなどが増加傾向にあることから、インターネットの利用方法の指導に加えて、SNS利用上の注意点などについても触れながら情報モラルについての指導の充実を図る。さらにいじめ問題とリンクさせ、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図り、ネットパトロールなど関係機関との連携を強化する必要がある。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標として行う必要がある。このような観点から、本校では以下に示す具体的な目標を掲げながら、いじめ防止に取り組む。

- (1) いじめのない学校を目指し、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持ち、校内体制の充実と全教育活動を通じた積極的な生徒指導の展開を図る。
- (2) 学校行事・生徒会活動及び部活動を通して感動体験の場としての学校教育の充実を図り、心身ともにたくましく、他者を敬い、公共のために尽くす生徒を育成する。
- (3) 家庭・地域・関係諸機関と連携し、いじめを受けている生徒を全力で守る。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 全教科で、全生徒が参加するわかる授業を推進する。
- (2) 教師による不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が行われないように、授業アンケートを通じた調査を実施する。
- (3) 学校行事において、一体感を感じる絆づくりを進め、自己有用感を育成する。
- (4) 「学校生活アンケート」や「いじめアンケート」を通して、生徒の学校生活や家庭生活の状況を把握し、いじめへの意識を高めることで、いじめの未然防止に努める。
- (5) いじめ問題対策委員会を毎月開催し、生徒の現状把握と情報の共有化を図る。
- (6) 教師への相談やアンケートを通じた相談だけでなく、「相談ポスト」を設置し、様々な相談体制から、いじめの未然防止に努める。また、相談が可能な外部機関の積極的な活用を図る。
- (7) いじめ防止に関する保護者向けプリントを定期的に配布し、家庭と協力しながらいじめの未然防止に取り組む。
- (8) 策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページに掲載し、その内容を入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
- (9) 教職員全体でいじめの情報を学校内で情報共有する。情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを周知する。
- (10) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒については、教職員等への正しい理解の促進を図るとともに、適切な支援を行う。
- (11) 「学校いじめ防止基本方針」について職員研修を通じて理解を深める。また、生徒を対象とした「いじめ問題に関する講演会」に参加し、いじめ防止を推進する。
- (12) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え顧問が指導を行う。
- (13) 「生徒情報交換会」を定期的に実施し、いじめ防止を促進する。

いじめ問題に関する職員研修会を定期的に実施する。内容は、いじめの早期発見の重要性、いじめアンケートや学校生活アンケートの留意すべき点、生徒の理解を積極的に推進するための教師のあり方、教師自身の感受性や共感性、SNSやネットトラブルに対する対処方法である。これらの研修を通して、いじめの早期発見に心がけると共に、教職員の資質能力向上を積極的に推進する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ① 生徒のささいな変化に気付くよう努める。
- ② 教職員全体で、気付いた情報を確実に共有する。
- ③ 情報に基づいて、教職員全体で速やかに対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめ問題対策委員会の毎月開催による情報の共有化と組織としての対応を図る。
- ② いじめの早期発見のための年間計画に基づいたアンケートを確実に実施する。
- ③ 生徒理解・把握のための職員会議や校内研修を実施する。
- ④ 連続欠席した生徒の状況把握に努める。
- ⑤ 担任は、ホームルーム活動において、生徒一人一人の動向を注意深く観察する。

- ⑥ 担任は、クラスの様子を給食時の様子や清掃活動、学級日誌などにより、注意深く観察する。
- ⑦ 担任は、生徒指導部（保健部）と連携し、生徒の心身の健康状態の把握に努める。
- ⑧ 教師の視点から見た気になる生徒について、生徒情報交換会等において共通理解を図る。
- ⑨ 学期ごとに、担任による面談を行いながら、生徒把握に努める。
- ⑩ 生徒の変容を早期に捉えるために、「学校生活アンケート」、「いじめアンケート」等のアンケートを毎月実施する。アンケートにおいては、生徒からのサインを見逃さないように、複数の教員によるチェック（担任、教育相談担当、生徒指導主事、教頭）を実施する。
- ⑪ 校内に設置した心の相談ポスト、悩み相談一覧や「オープン・ハート」ポスターの教室掲示を通して、様々な相談方法があることを伝える。
- ⑫ 学期ごとに、家庭用チェックリストを配布し、気になる生徒においては速やかに家庭訪問等を行い、家庭での様子を把握する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ問題対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切な対応を行う。また、インターネットやSNS（携帯電話）を利用したいじめに対しても同様に適切に対応を行うとともに、下記の点について特に留意しながら、組織的な対応を行う。

- ① 「いじめ問題対策委員会」が中核となり、いじめ問題の対策を実施する。
- ② いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめた生徒に対する事実確認や適切な指導を実施する。
- ④ 家庭、教育委員会、関係機関への連絡や相談を実施する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 疑いのある事案を把握した段階で、管理職から福岡県教育委員会に第一報を報告する。
- ② いじめの事実確認を正確に行う。
- ③ いじめを受けた生徒への対応は、信頼を得ることができている複数の教員等が、共感的理解に努めながら丁寧な聴き取りを実施する。
- ④ いじめた生徒への対応は、いじめの事実と経過を、必ず複数の教員で確認する。
- ⑤ 教職員全体で情報を共有する。
- ⑥ 「いじめ問題対策委員会」では、保護者に事実関係を正確に伝え、以後の対応を検討する。
 - ・部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
 - ・部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）を行う。

「いじめ問題対策委員会」において、いじめを受けた生徒の指導・援助について検討する。



支援の体制及び方針については、全職員で共通理解し、対応する。



いじめを受けた生徒と最も信頼関係が高い教師を担当者とし、生徒を支援する。



「いじめ問題対策委員会」において、日常的な指導や援助に対する支援を再検討する。

② 保護者には、立場を熟慮し、誠意を持って対応する。

- ・ 保護者と直接面会等を行い、事実関係と今後の対応を正確に伝える。
- ・ 担任及び生徒指導主事・管理職等、複数で対応する。
- ・ 保護者との情報交換を継続し、生徒の変容を把握するよう努める。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① いじめた生徒の指導を実施すると共に、人間関係づくりの支援（心のケア）を成長支援の観点から行う。

「いじめ問題対策委員会」において、いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解のもと指導方針を決定する。



生徒指導部を中心に全職員によるいじめた生徒の規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的な指導を実施する。

② 保護者には、立場を熟慮し、誠意を持って対応する。

- ・ 保護者には今後の学校としての対応や指導の内容・方法について、丁寧に説明する。
- ・ 保護者と協働し、問題解決に向け指導を行うが、暴力行為や金銭強要を伴う行為の場合は、毅然とした対応を行う。

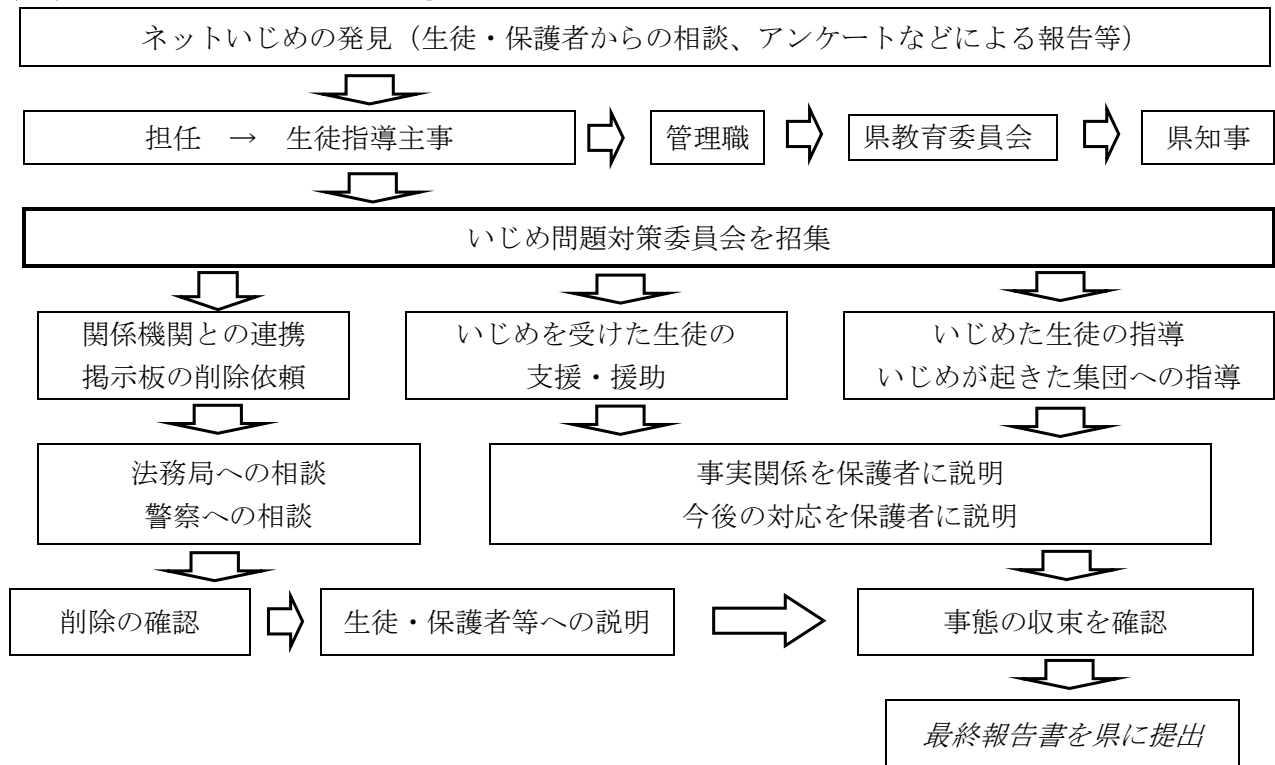
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① 全員が当事者であることを理解させた上での指導を行う。

② 共感的な人間関係づくりを重視した指導を行う。（学校行事等を利用）

③ 自己存在感が感じられるクラス経営を実施する。

(6) ネット上のいじめへの対応



(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）。
 - ・いじめ問題対策委員会を通して、現時点でいじめに係る行為が止んでいる状態かどうかを確認する。
 - ・行為が止んでいる状態である場合、それが3か月継続しているかどうか確認する。
 - ・行為が止んでいない場合、改めて3か月以上止んでいる状態が継続するまで状況を注視する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・クラス担任は、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。
 - ・いじめ問題対策委員会での会議により、被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことを確認する。
- ③ ①②を確認した上で、いじめの解消を校長が判断する。
- ④ 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性について日頃の様子を注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

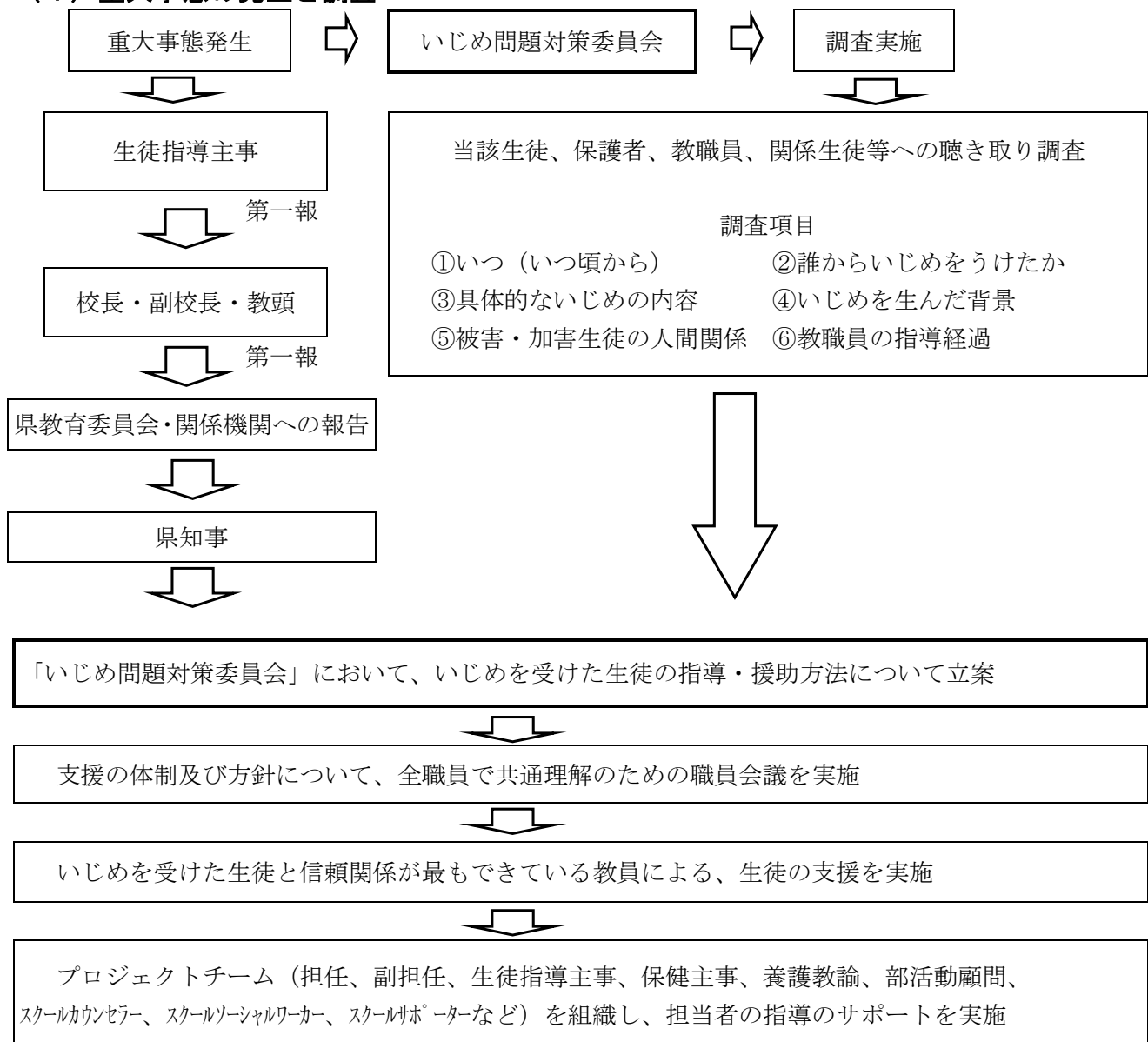
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

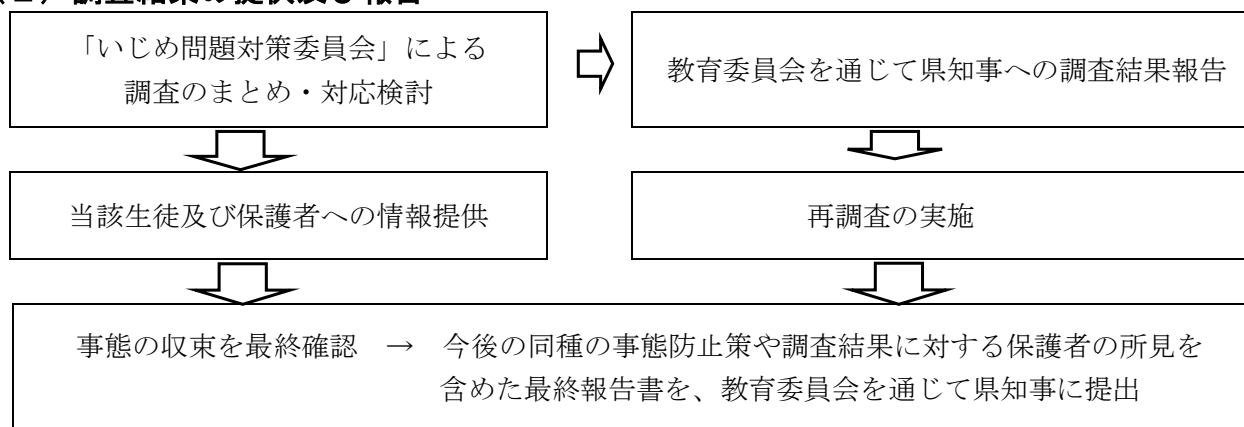
○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査



(2) 調査結果の提供及び報告



6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会 いじめ重大事態対策及び調査委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

生徒を取り巻く社会環境は、一層複雑化し多様化している。しかし、様々な問題行動等は突然発生するのではなく、一連の経過ないし段階を経て生ずるものである。したがって、その前兆を見落とさずに捉えられれば、その先の行動を予測することもでき、問題行動を未然に防ぐこともできる。本校では、保護者や地域と連携しながら、日頃から生徒の変化に気を配るとともに、定期的な教育相談週間等の設置や、いつでも悩みを相談できる校内体制を整備している。

特に、いじめやネット上の問題行動等の生徒指導上の諸問題への対応には、表面的に現れた問題行動等にのみ目を奪われることなく、生徒指導の原点に立ち返って、生徒の内面に目を向けて、一人一人のより良き発達を促すような指導と支援の充実に努めていかなければならない。そのためには、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の役割を明確にし、相互連携を図った上で組織的活動の充実に図り、関係者が情報を共有・整理しながら、組織として生徒の支援を行うことが最大の役割である。

具体的には以下のような役割に基づいて、いじめの未然防止に積極的に努める。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組の実施と具体的な立案・実行・検証・修正の中核としての機能
- ② いじめの相談・通報の窓口としての機能
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う機能
- ④ いじめの疑いに関わる情報があった時には緊急に会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての機能
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で検証を担う機能
- ⑥ 組織的な支援やいじめに対する考え方等における職員のスキル向上のため、状況に応じた職員研修を企画・実施する機能

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

具体的には以下のような役割に基づいて、重大事態に対処する。

- ① 専門的な知識や経験を有する第三者の参加により、調査の公平性・中立性を確保しながら重大事態に対処する機能
- ② 質問票の使用や、その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするために、具体的な調査を実施する機能
- ③ 調査結果を慎重に審議し、いじめられた生徒を守ることを最優先した指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する機能
- ④ 再発防止に向けた指導計画や方法を検討する役割

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組において、いじめを許さない環境づくりを達成目標とする。定期アンケートや個人及び三者面談、教育相談週間等が適切に行われ、いじめ防止につながっているかを評価する。評価方法としては、いじめ問題対策委員会における教育活動の観察や意見交換等を通じて、評価する。また、学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ評価を行う

- ① 年度末に、本年度の本取組みについてP D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）により検証を実施する。
- ② 年度末に、教職員に対して本取組のフォローアンケートを実施し、評価と改善を実施する。
- ③ 年度末に、保護者に対して本取組の結果について通知する。
- ④ 以上①～③の項目について総合的に検証し、学校評価を実施する。また次年度がさらに実効性のある取組となるよう改善を行う。